

令和5年度 保険料段階別被保険者数（対象人数は令和5年6月2日現在）

保険料段階	対象となる方		令和3～5年度		対象人数	構成比
			基準額 × 割合 = 年間保険料額(月額換算)			
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		78,000円 × 0.25 = 19,500円 (1,625円)		33,367人	3.6%
第2段階	本人が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －公的年金等所得金額」の 合計が年間80万円以下の方	78,000円 × 0.25 = 19,500円 (1,625円)		128,297人	13.7%
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －公的年金等所得金額」の 合計が年間120万円以下の方で、 かつ第2段階に属さない方	78,000円 × 0.35 = 27,300円 (2,275円)		66,606人	7.1%
第4段階		上記以外の方	78,000円 × 0.60 = 46,800円 (3,900円)		60,586人	6.5%
第5段階		同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －公的年金等所得金額」の 合計が年間80万円以下の方	78,000円 × 0.90 = 70,200円 (5,850円)		112,568人
第6段階 〈基準額〉	同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	上記以外の方	78,000円 × 1.00 = 78,000円 (6,500円)		110,489人	11.8%
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	78,000円 × 1.07 = 83,460円 (6,955円)		102,399人	11.0%
第8段階		本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	78,000円 × 1.10 = 85,800円 (7,150円)		78,858人	8.4%
第9段階		本人の合計所得金額が160万円以上250万円未満の方	78,000円 × 1.27 = 99,060円 (8,255円)		104,835人	11.2%
第10段階		本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	78,000円 × 1.55 = 120,900円 (10,075円)		55,809人	6.0%
第11段階		本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	78,000円 × 1.69 = 131,820円 (10,985円)		37,485人	4.0%
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	78,000円 × 1.96 = 152,880円 (12,740円)		16,031人	1.7%
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	78,000円 × 2.28 = 177,840円 (14,820円)		9,852人	1.1%
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	78,000円 × 2.60 = 202,800円 (16,900円)		7,158人	0.8%
第15段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	78,000円 × 2.80 = 218,400円 (18,200円)		3,491人	0.4%
第16段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上の方	78,000円 × 3.00 = 234,000円 (19,500円)		7,074人	0.8%
計					934,905人	

※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、年間保険料額
合計所得金額とは、介護保険法施行令上の合計所得金額
※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。